

大型車等通行禁止規制対象車両について（参考）

1. 田菱橋南詰～大江橋南詰

1) 規制対象 大型貨物自動車、特定中型貨物自動車、大型特殊自動車

2) 規制対象車両の諸元

	特定中型貨物自動車	大型貨物自動車	大型特殊自動車
車両総重量	8 t以上11 t未満	11 t以上	※1
最大積載量	5 t以上6.5 t未満	6.5 t以上	
乗車定員	11人以上30人未満	30人以上	

3) 規制時間 9:00～19:00

2. 大江橋南詰～天満警察署前、栴檀木橋～鉾流橋南詰、中央公会堂西側道路

1) 規制対象 最大積載量3 t以上の

準中型貨物自動車及び中型貨物自動車（特定中型貨物自動車を除く。）、
特定中型自動車、大型自動車並びに大型特殊自動車

2) 規制対象車両の諸元

	準中型貨物自動車	中型貨物自動車	特定中型自動車	大型自動車	大型特殊自動車
車両総重量	3.5 t以上7.5 t未満	7.5 t以上11 t未満	8 t以上11 t未満	11 t以上	※1
最大積載量	2 t以上4.5 t未満	4.5 t以上6.5 t未満	5 t以上6.5 t未満	6.5 t以上	
乗車定員	10人以下	11人以上29人以下	11人以上30人未満	30人以上	

上記の車両（大型特殊自動車を除く）のうち最大積載量3 t以上の車両が通行禁止になる。

3) 規制時間 終日

※1：大型特殊自動車

1. 次に掲げる自動車であって、小型特殊自動車（※2）以外のもの

イ. ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車

ロ. 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車

2. ポール・トレーラ及び、国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車

（参考）

※2：小型特殊自動車

上記の自動車であって、自動車の大きさが下欄に該当するもののうち、最高速度15 km毎時以下のもの
自動車の長さ 4. 70 m以下、幅 1. 70 m以下、高さ 2. 80メートル以下

上記ロの自動車であって最高速度35 km毎時未満のもの